

確認方法

確認 A

資格外活動許可を受けていないことの確認方法

資格外活動とは、許可された在留資格に応じた活動以外に、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行おうとする場合に与えられるものです。

したがって、資格外活動を取得している場合は、本邦内にある事務所に勤務しており、居住者に該当すると推認されるため、他の条件を満たしていても免税販売できません。資格外活動許可を取得した場合にはパスポートに資格外活動許可のシールが貼られます。

許可日と許可期限を確認し、今回の入国時に与えられた在留資格に対する資格外活動である場合は、免税販売できません。

確認 B

指定書によって、就労していないことを確認する方法

在留資格が「特定活動」の場合、パスポートにA5サイズの「指定書」が貼られています。

指定書に書かれている内容を確認し、「就労している」と推認される文言がある場合は、本邦内にある事務所に勤務しており、居住者に該当すると推認されるため、他の条件を満たしていても免税販売できません。

確認 C

永住権等の在留資格を持つ外国人が、外国に住んでいることの確認方法

以下のうち**どちらか1つ**を確認できれば非居住者として、免税販売可

● 旅券に貼付または押印されている有効な外国のビザ

※1回のみ入国可能なビザ (single entry) に使用済みのチェックが入っている場合、そのビザは無効です。

● 居住国(外国)で発行された写真付きのIDカード等 (例:グリーンカード、外国人登録証、運転免許証等で有効なものに限る)

※パスポートの名前とIDカード等の名前や写真が、同一人物のものであると確認できること。

確認 D

日本人が外国に住んでいることの確認方法

以下のうち**いずれか1つ**を確認できれば非居住者として、免税販売可

● 旅券に貼付または押印されている有効な外国の就労ビザ

● 旅券に貼付または押印されている有効な外国のビザ

※有効期間が2年以上あること。複数枚のビザの合計でもよい。

※1回のみ入国可能なビザ (single entry) に使用済みのチェックが入っている場合、そのビザは無効。

※1回あたりの滞在日数が定められているビザは、有効期間が2年以上あっても外国に住んでいることの証明とはならない。

● 居住国(外国)で発行された写真付きのIDカード等 (例:グリーンカード、外国人登録証、運転免許証等で有効なものに限る)

※パスポートの名前とIDカード等の名前や写真が、同一人物のものであると確認できること。

※IDカード等の有効期間が2年以上あること。

※IDカード等の有効期間が確認できない場合は、パスポートの出国年月日等から日本出国後、2年以上外国に滞在したことが確認できること。